

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 笠松町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.5%
全職員	83.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	87.6%
26～30年	93.0%
21～25年	93.3%
16～20年	-
11～15年	90.6%
6～10年	91.2%
1～5年	99.5%

【説明欄】

・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は、「-」と記載している。
・男性の会計年度任用職員が11.9%なのに対し、女性の会計年度任用職員数が女性職員の56.3%を占めているため、給与の差異にも現れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。